

China Tax Monthly (KPMG中国税務月報)

2022年3月

外国人向け個人所得税優遇政策適用の更なる延期を明確化

背景

2018年8月31日、「中華人民共和国個人所得税法」の改正案（以下、「新個人所得税法」）が常務委員会で可決された。2019年1月より新個人所得税法が施行され、同法に基づく個人所得税関連の優遇政策は、3年間の移行期間中も継続的に適用されてきた。2021年末に移行期間の満了を迎え、優遇政策の今後の動きが注目されている。

2021年12月31日、財政部と税務総局は中国の個人所得税に関する下記新政策を共同公布した。下記公告によって、賃金労働者へ普遍的な恩恵を与え、税收徴収管理の更なる規範化を図るために、関連優遇政策の継続適用が正式に明確化された。

2021年42号公告¹：

年次賞与の分離課税及び上場企業の株式インセンティブの分離課税に係る優遇政策の有効期限を、それぞれ 2023年12月31日、2022年12月31日まで延長する。

2021年43号公告²：

外国籍個人の補助手当などに係る優遇政策の実施期間を 2023年12月31日まで延長する。

政策の概要

今回の個人所得税優遇政策の継続適用に関する概要を、以下にまとめた。

対象となる所得の性質／分類	関連税務処理	有効期限
年次賞与	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 居住者：分離課税（賞与を12カ月で割った金額に基づき、総合所得月次税率表を適用して計算する）、又は、当期総合所得に合算して納付する。 <input type="checkbox"/> 非居住者：分離課税（6カ月に按分した金額に基づき、月次税率表を適用して計算する） 	2023年12月31日
上場企業の株式インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 居住者：分離課税（全額総合所得税率表を適用する） <input type="checkbox"/> 非居住者：分離課税（6カ月に按分した金額に基づき、月次税率表を適用して計算する） 	2022年12月31日
外国籍個人の補助手当	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 条件を満たす前提で、住宅手当、子女教育費、一時帰国費用、語学研修費、引越費用、食事代、クリーニング代などの補助手当の免税優遇政策を適用できる。 	2023年12月31日

¹「財政部、税務総局 年次賞与などに対する個人所得税優遇政策の継続的な実施に関する公告」（2021年42号公告）

²「財政部、税務総局 外国籍個人に対する補助手当などの個人所得税関連優遇政策の継続的な実施に関する公告」（2021年43号公告）

© 2022 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	<input type="checkbox"/> 居住者個人は個人所得税の専項附加控除を選択して享受できるが、上記優遇政策を並行して享受できない。	
--	---	--

(出所) 資料を基に執筆者作成

KPMG の所見：

個人所得税の優遇政策が 2022 年（上場企業の株式インセンティブ）又は 2023 年（年次賞与、外国籍個人の補助手当など）まで延長されることを鑑みると、企業及び個人は、上記優遇政策の延長期間が満了する前に、その後の政策動向に留意し、将来の変化に備える必要がある。一方、企業及び個人は、関連優遇政策を享受する際には、以下の点について留意する必要がある。

外国籍個人の補助手当について：

免税政策の適用に当たって、現地主管税務当局への事前届出・申告手続きの有無と詳細な手続きは各地実務によって異なる。よって、税務コンプライアンス上のリスクを軽減するために、所在地管轄税務局の要求を事前に確認の上、必要に応じて適時に外国籍従業員の届出・申告手続きの手配を薦める。同時に、手当・補助金の真実性を証明できる書類（費用支出証憑、経費精算証憑、関連契約など）を適切に保管することを提案する。また、上記の免税政策とその他優遇政策とを同時に適用及び検討する際には、以下について留意する。

- 1) 中国居住者個人に該当する外国籍個人は、手当・補助金の免税政策、あるいは個人所得税の専項附加控除のいずれの適用も選択できるが、並行して享受することができない。一度選択した場合、一納税年度内に変更してはならない。
- 2) 大湾区の関連都市³に在留する外国人は、手当・補助金の免税政策と大湾区におけるハイエンド人材及び不足人材向けの個人所得税還付政策が同時に適用できる。なお、大湾区における現行の個人所得税還付政策も 2023 年末に終了するため、企業及び個人は上記政策の動向に留意し、企業の事業展開の需要を踏まえて、政策終了後の変化により企業の給与体系及び人材戦略観点からの対応策の検討を薦める。

年次賞与について：

分離課税の適用対象範囲は税務関連法規に従わなければならないが、かつ各個人は一納税年度につき 1 回のみ当該計算方法を採用できる。

上場企業の株式インセンティブについて：

現行の税務関連政策によると、上場企業の株式インセンティブによる所得には、個人が取得した株式オプション、株式増値権、制限付株式、株式奨励などが含まれる。企業は、税務上の届出手続きを含め、株式インセンティブに関するコンプライアンス要件を満たしているかを確認すべきである。加えて、企業では現行の税務政策で明確に規定されていない株式インセンティブを採用している場合、専門家からアドバイスを得て、合理的かつ効果的な税務処理を検討することが望ましい。

(MUFG BK 中国月報 2022 年 3 号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198

E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com

³ 大湾区の関連都市は、広東省の 9 都市（広州市、深圳市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市と肇慶市）を指す。

© 2022 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.